

薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

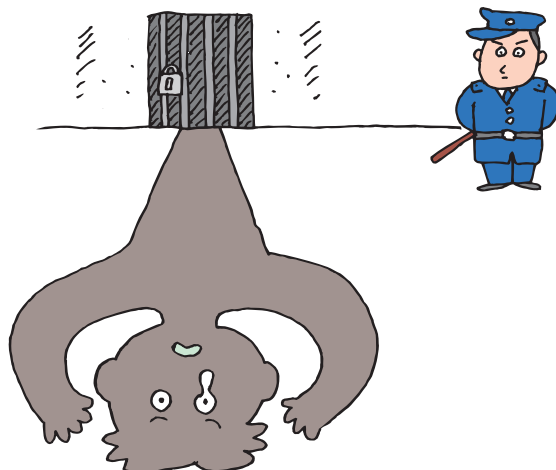
以下は乱用とそれに関連する行為についての主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり、処罰の対象になります。
海外での所持なども国外犯規定が適用され、処罰の対象となります。

覚醒剤

- 輸入・製造1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培7年以下の懲役
 - 所持・譲渡・譲受5年以下の懲役
- （大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。
また、そのために大麻の種子を所持したり、
提供したりすることは、処罰対象となります。）



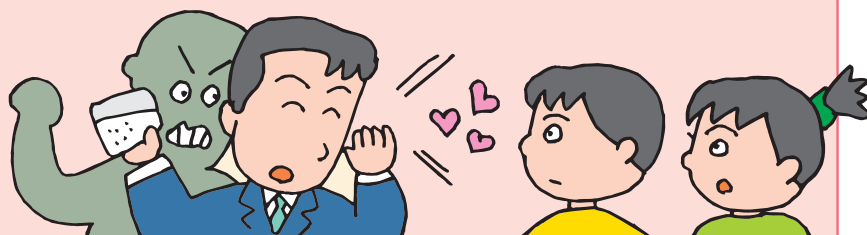
MDMA

- 輸入・製造1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用7年以下の懲役

違法ドラッグ（「指定薬物」）

- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列
.....5年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科

薬物乱用の 甘い誘い



- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ!
- イライラがとれてすっきりするよ
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ

答えは「No!」

危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です。